

西山口地区まちづくり協議会 規約

(名 称)

第1条 この会の名称は、西山口地区まちづくり協議会（以下「本会」という。）という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、掛川市西山口地域生涯学習センターに置く。

(会 員)

第3条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 西山口に居住するすべての地区民
- (2) 地域内の団体・事業所に所属する個人

(目 的)

第4条 (1) 本会は、掛川市自治基本条例の理念（生涯学習・報徳の精神）及び基本原則（情報共有・参画・協働）に基づき、会員が連携して西山口地域づくりを目指すものとする。
 (2) 本会は、西山口地区区長会（自治活動）とともに(1)の目的を達成するために地域住民の生活・文化・福祉・連帯の向上に寄与するものとする。
 (3) 本会は、掛東学園子ども育成支援協議会の「学校・家庭・地域が思いを一つにし、地域の将来を担う子どもたちのすこやかな育成を図り、地域づくりを進める」という目的を念頭におき、自治基本条例の具現と共に一体としてとらえ、よりよい地域づくりに邁進するものとする。

(本会との連携団体)

第5条 本会は、目的を達成するために、掛川市を初め地域内の各種団体・企業（事業所）・商店及び公共施設等との可能な限りの連携、交流により、事業の協働推進を図る。

(事 業)

第6条 本会は、次の事業を行う。

- (1) まちづくりに関する基本的な事業の企画運営
 - ①人材育成に関わる諸事業
 - ②意見交換会等地域集会に関する事業
 - ③敬老会事業
- (2) 生涯学習事業、地域福祉に関する事業
- (3) その他会長が認める事業

(組織編成)

第7条 本会は次の組織を置く。

- (1) まちづくり協議会部門

(2) 福祉協議会部門

(役員と任期及び補充)

第8条 本会に置く役員は、以下のとおりとする。

- ① 会長……………1名
- ② 副会長…………若干名（地区内適任者または充て職も可とする）
- ③ 企画委員長…………1名（地区内適任者）
- ④ 副企画委員長…………若干名（地区内適任者又は充て職も可とする）
- ⑤ 企画委員…………若干名（地区内適任者）
- ⑥ 会計……………若干名（地区内適任者または充て職も可とする）
- ⑦ 理事……………別表1による。
- ⑧ 監事……………2名（区役員・センター・福祉協議会役員等経験者）
- ⑨ 相談役……………必要に応じて置くことができる。
- ⑩ ほか必要とする役員・ワーキング委員及びサポートー等
- (2) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (3) 欠員により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 正副企画委員長は、事業の立案、提案及び各種団体との調整、連絡を行う。
- (4) 企画委員は、正副企画委員長の指示を受け事務事業を処理する。
- (5) 会計は、経理を担当する。
- (6) 監事は、本会の庶務会計を監査する。
- (7) 相談役を置いた場合は、本会の重要案件等必要に応じて会長等の相談を受ける。

(役員の選出)

第10条 本会の役員・理事等の選出については、別表2役員選考委員会がその任に当たる。

(会議)

第11条 会議は、次のとおりとする。

- (1) 理事会
- (2) 企画委員会
- (3) 事務局会
- (4) 専門部会

まちづくり協議会部門 研修部・育成部・防犯パトロール隊・広報調査部・文化部・体育部・

交通安全部・水質浄化部・女性部

福祉協議会部門 生活支援委員会・ボランティア活動委員会・子ども福祉委員会

- (5) 特別事業部 敬老会実行委員会・防災委員会
- (6) その他必要と認める会議や集会等
- (7) 会議は、役員の過半数を以て成立する。

(理事会)

第 12 条 理事会の構成と内容

【構成】

- (1) 理事会の構成は別表 1 のとおりとする。
- (2) 理事会は、会長が招集する。
- (3) 理事会に議長を置き、議長には会長をもって充てる。
- (4) 議事は、出席した理事の過半数をもって決める。

【内容】 次に示す事項について協議し、決定・承認する。

- (1) 事業計画の実施、推進に関する事項
- (2) 中・長期計画の策定
- (3) 予算及び決算
- (4) 敬老会の企画及び運営に関する事項
- (5) 規約の制定・改廃に関する事項
- (6) 構成員の選任、退任等に関する事項
- (7) 各機関及び各種団体等との連絡調整や情報交換
- (8) 本理事会に、必要に応じて議員及び相談役等の出席を依頼して意見を求めることができる。

(企画委員会)

第 13 条 企画委員会の構成と内容

【構成】 企画委員会の構成は別表 1 のとおりとする。

【内容】 第 12 条の【内容】に示す事項について協議し、理事会へ提案する。

(事務局会)

第 14 条 (1) 事務局会の構成と内容

【構成】 会長、正副企画委員長、企画委員、会計

【内容】 企画委員会及び理事会への提案事項作成及び実務全般、情報交換等を行う。

- (2) 事務局サポーターを置くことができる。

(専門部会等)

第 15 条 事業の推進に当たる専門部等を置く。

- (1) 研修育成部

- 【構成】 ワーキング部会(地区適任者)、地区選出委員及び地区内団体役職者及びサポートー
- 【内容】 ①各種講座、研修会の企画・運営
②ファミリーハイキング企画、実施
③その他人材育成に関する事項の企画・実施
- (2) 育成部
- 【構成】 地区内団体役職者及びサポートー
- 【内容】 ①ひと声運動、街頭補導の企画・運営
②ファミリーハイキング企画、実施
- (3) 防犯パトロール隊
- 【構成】 地区内適任者及びサポートー
- 【内容】 ①地区内防犯パトロールの企画・運営
②ファミリーハイキング企画、実施
- (4) 広報調査部
- 【構成】 ワーキング部会(地区適任者)、地区選出委員
- 【内容】 ①広報「ひとがき」編集、発行
②住民意向調査・各種調査情宣・情報発信、受信
- (5) 文化部
- 【構成】 各地区からの選出委員、利用団体代表及びサポートー
- 【内容】 フェスタ西山口の企画、運営
- (6) 体育部
- 【構成】 各地区からの選出委員
- 【内容】 地区体育祭の企画、運営
- (7) 交通安全部
- 【構成】 各地区からの選出委員
- 【内容】 交通安全運動の推進と啓蒙・イベント時の駐車場誘導、整理、管理
- (8) 水質浄化部
- 【構成】 各地区からの選出委員
- 【内容】 逆川水系河川の水質検査及び浄化、啓蒙活動
- (9) 女性部
- 【構成】 各地区からの選出委員
- 【内容】 女性セミナーの企画、運営
- (10) 福祉協議会 生活支援委員会
- 【構成】 食生活推進協議会・保健委員会・民生児童委員会・シニアクラブ各会員
- 【内容】 食生活・健康保健・少子高齢者対策・高齢者活動等各分野活動・児童講座
未就園児親子による子育て支援サークル「じゃがいも」協力等
- (11) 福祉協議会 ボランティア委員会

【構成】自発的参画者及び事務局企画委員

【内容】特に、こども園、小、中学校への協力及び当会事業への協力
福祉バザーの企画、運営

(12) 福祉協議会 子ども福祉委員会

【構成】小学校3年生以上希望児童

【内容】グループホーム及びすこやかこども園訪問交流・敬老会、バザー子どもスタッフ
参画等

(評価提言委員会)

第16条 まちづくり協議会事業の発展のため、評価提言委員会（以下この条において「委員会」という。）を設ける。

- (1) 委員会委員には、各区の副区長及び地区内適任者を充てる。
- (2) 委員会は、会長が招集する。
- (3) 委員会の委員長は、委員会委員の互選とする。

(会議の役割と機能)

第17条 会議の役割と機能

- (1) 会議は、会長が招集する。
- (2) 理事会及び企画委員会は、定期的に開催する。
- (3) 会議は、その構成員の2分の1以上の要求があった時は、開かなければならない。

(経 費)

第18条 本会の経費は、次の収入を以て充てる。

- (1) 掛川市からの交付金等及び区長会からの助成金
- (2) 事業収益金及び寄付金
- (3) その他の収入

(役員の出張旅費等)

第19条 役員の出張旅費については、会長が別に定める。

(西山口地域生涯学習センターの施設管理運営)

第20条 西山口地域生涯学習センターの施設の管理運営規程は、理事会で別に定める。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日を以て終わる。

(雑 則)

第2122条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この規約は、平成26年6月15日から施行する。

平成26年7月 7日 一部改正

平成27年3月23日 一部改正

平成28年4月27日 一部改正

平成29年4月28日 一部改正

平成30年4月27日 一部改正

平成31年4月24日 一部改正

令和2年4月22日 一部改正

別表1(第8条、第12条、第13条関係)

理 事	人 数	企画委員会構成	人 数
会 長	1	会長	1
副会長	若干名	副会長	若干名
各区長	7	企画委員長	1
企画委員長	1	副企画委員長	若干名
副企画委員長	若干名	企画委員	若干名
企画委員	若干名	会計	若干名
会計	若干名		
防犯パトロール隊長	1		
福祉協議会企画委員長	1		
掛東学園地域コーディネータ 一西山口地区担当	1		
女性適任者	若干名		
ほか必要とする役員・適任者	若干名		

別表2(第10条関係)

役員選考委員会構成	人数
各区長	7
会長	1
副会長	2
企画委員長	1
福祉協議会企画委員長	1